

1 1.3 提言の活用

2 本提言は、国際協力銀行の職員、関係政府機関の職員、専門家、NGO、国会議員など  
3 多様な考えを持つメンバーが、相互理解を深めつつ、できる限り一致点を見出すよう  
4 建設的な検討を行った結果であり、ユニークであると同時に貴重なものである。ある。  
5 このような検討プロセスは、ユニークなものであると同時に、今後、国際協力銀行が  
6 透明性を高め、専門的知見を取り入れつつ多様な意見を反映してアカウンタブルな政  
7 策決定や評価を行っていくうえで貴重な先例となるものと信じる。

8

9 3.4 「対象事業に求められる環境社会配慮」

10

11 「対象事業に求められる環境社会配慮」

12 (基本的事項)

13 ● 事業は、その計画段階で、事業がもたらす環境及び社会への影響につい  
14 て、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・低減するような代  
15 替案や緩和策を検討し、その結果を事業計画に統合しなければならない。

16 ● このような検討は、社会・環境関連費用・便益をできるだけ定量的に評  
17 価し、事業の経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和  
18 が図られなければならない。

19 ● このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の  
20 文書あるいは他の文書の一部として表されていなければならない。特に影響が  
21 大きいと思われる案件については、環境アセスメント報告書が作成されなけれ  
22 ばならない。

23 (対策の検討)

24 ● 事業による望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上  
25 よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない。  
26 対策の検討にあたっては、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能で  
27 ない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。代償措置は、回  
28 避措置や最小化・軽減措置をとってもなお、影響が避けられない場合に限り検  
29 討が行われるものとする。

30 ● 計画内容に関する対策とともに、モニタリング計画、環境管理計画など  
31 適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用およびその調達方法が示  
32 されていないなければならない。特に影響が大きい案件については、詳細な環境管  
33 理のための計画が作成されていないなければならない。

34 (社会的合意及び社会影響)

35 ● 事業は、それが計画されている地域において社会的に適切な方法で合意  
36 が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境社会に  
37 与える影響が大きいと考えられる事業については、情報が公開された上で、異  
38 議を唱える人々も含め、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、  
39 その結果が意思決定に反映されていることが必要である。地域住民等が複雑な  
40 技術・環境情報をよりよく理解することができるよう、直接質疑応答が可能な  
41 説明会等の機会が設けられるべきである。

42

43 情報公開と協議、ジェンダー、先住民族、社会的弱者への配慮等については、

1 より具体的な記述を求める意見もあったが、環境ガイドラインの中で一律的に  
2 要求項目として記述することは難しいとの意見もあった。これらについては、  
3 むしろ社会配慮のためのガイドラインを別個に作成・公表することが必要と考  
4 えられる。銀行は今後の課題とされたい。

5  
6 3.5 「銀行による環境社会配慮のレビュー」

7  
8 「銀行による環境社会配慮のレビュー」

9 (基本的事項)

10 ● 国際協力銀行は、融資等を行おうとする事業について、その環境社会配  
11 慮についてのレビュー(以降、環境レビューという)を行い、その結果を、銀  
12 行の融資等の意思決定に反映する。

13 ● 環境レビューでは、1)本ガイドラインに照らし、事前に適切かつ十分  
14 な環境社会配慮がなされているか、また、2)事業者や相手国政府の準備状況、  
15 経験、実施能力、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が融資等の決定後  
16 も適切に実行されうるかどうかを確認する。

17 ● 国際協力銀行は、案件の財務面、経済面、技術面の審査を行う際、環境  
18 レビューを密接不可分に行う。特に環境対策のための資金が十分に確保される  
19 ことが重要である。

20 ● 国際協力銀行は、環境レビューの結果、環境社会配慮が不十分であると  
21 判断した場合は、融資等を実施しないこともありうる。

22  
23 3.6 「環境レビューの基準」

24  
25 「環境レビューの基準」として示す事項の例

26 ● 環境レビューにおいて、本ガイドラインが示す環境社会配慮上の要件を  
27 満たしているかどうかを国際協力銀行が確認を行うに際しては、原則として以  
28 下のように行う。

29 ● 相手国及び当該地方の政府等が定めた環境や社会に関する法令や基準等  
30 を遵守しているかどうかを確認し、また、環境や社会に関する政策や計画にそ  
31 ったものであるかどうかを確認する。

32 ● さらに、国際協力銀行は、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、  
33 日本等の先進国が定めている基準等をグッドプラクティスとして参照する。

34 ● なお、環境レビューにおいては、国際協力銀行は、事業に関する、ある  
35 いは事業をとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であ  
36 ることに留意する。

37  
38 各レビュー項目に関して参照すべき国際的諸基準について、研究会で具体的に検討するこ  
39 とはしない。銀行は、ガイドラインのドラフト作成時にあわせて案を示されたい。

3.7.3 「カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書の要件」

「カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書の要件」

● 当該国に環境アセスメントの手續制度があり、当該事業がその対象となる場合、当該事業の環境アセスメント報告書（制度によっては異なる名称の場合もある）は、当該手續を正式に終了し、相手国政府のオーソリティの承認を得たものでなければならない。

● 環境アセスメント報告書は、事業が実施される国の公用語で書かれていなければならない。また、環境アセスメント報告書の概要等は地域の人々が理解できる言語と様式で作成されねばならない。

● 環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、相手国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも入手可能でなければならない。

● 環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われていなければならない。なお、地域住民等のステークホルダー等と実質的な協議や合意形成がなされているかどうかについては国際協力銀行が環境レビューの中において確認する。協議において聴取された意見は、アセスメント報告書に記録され、意思決定に反映されていなければならない。

● 地域住民等のステークホルダーとの協議は、案件の準備期間・実施期間を通じて必要に応じて行われるべきであるが、特にスコーピング時とドラフト作成時には住民等と協議が行われていることが望ましい。

● カテゴリA案件の場合は、環境アセスメント報告書を国際協力銀行が公開してよいことが保証されていなければならない。

● 環境アセスメント報告書には、別表に示す事項が記述されていることが望ましい。

環境アセスメントに記載する事項に関する別表とは、例えば、世界銀行が示しているようなもの（別添1）であり、OECDや世界銀行等の経験を踏まえて作成し、明示することが重要である。

「情報公開の時期と内容」

なお、これら、環境アセスメント報告書や環境社会配慮に関する主要な文書等については、第三者等の情報提供を促し、これを勘案する余裕を確保するため、国際協力銀行が役員会等で融資等の意思決定を行う前に十分な期間を確保して公開することが重要である。他の機関等の規定（理事会等の意思決定に先だて、IBRD、IDAは120日前、IFCは少なくとも60日前、カナダEDC及び豪州EFICは45日前に環境アセスメント書等を公開し協議を行っている）に勘案し、国際協力銀行は、例えば、少なくとも意思決定（役員会決定）の45日前までに公開するなど、期間をガイドラインで明示することが望ましいべきである。

商業上の秘密に係る情報が、借入人等から提出される情報に含まれる可能性がある

1 が、これをもって当該情報を公開しないのは適当ではない。例えば、既に米国輸銀で  
2 実績があるように、環境に関する情報書類は公開を前提として商業上の秘密に関する  
3 情報を予め除いた上で提出するよう、借入人等に要求するなどの方法により情報の公  
4 開を行うという方法がある。

#### 5 6 「意思決定、融資契約等への反映」

7 ● 国際協力銀行は、環境レビューの結果をその融資等の意思決定に反映す  
8 る。国際協力銀行は、案件の環境社会配慮が適切ではないために、事業が環境・  
9 社会に望ましくない影響を与えると考える場合、融資等を行わないと意思決定  
10 することもあり得る。

11 ● 環境社会配慮を確実に借入人や事業実施者等が実施するために必要な場  
12 合、融資契約あるいはこれに付随する文書に環境社会配慮上の条件を明記する。

13 ● このような条件としては、以下のようなものを含みうる。

14 ➤ 借入人等が行う環境社会配慮についての対策やそのための費用調達、  
15 モニタリング、これらについての国際協力銀行への報告、環境社会配慮に関す  
16 る問題が生じたときの国際協力銀行、借入人等、住民等の間での問題解決方法  
17 等。

#### 18 19 3.10.5 モニタリングとフォローアップの記述

20 ● 第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があっ  
21 た場合には、国際協力銀行は、その指摘を借入人に伝達するとともに、必要に  
22 応じて、借入人等を通じ事業者等による適切な対応を促す。事業者等が対応す  
23 るに当たっては、透明でアカウンタブルなプロセスにより、問題の客観的な精  
24 査、対応策の検討、事業計画への反映がなされることの重要性を銀行は認識す  
25 る。具体的には、住民やNGO、事業者等を含むすべての主要なステイクホルダー  
26 が参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、  
27 問題解決の枠組みが合意されることが重要である。

#### 28 29 遵守の確保のための外部組織

30  
31 具体的な事案において、事業を開始してから紛争等が生じた場合については、実際  
32 に生じた問題への具体的対応という観点と、当該問題における国際協力銀行における  
33 ガイドラインの遵守如何という観点とがある。前者の観点では、紛争等にどう対処  
34 するかについては、モニタリングとフォローアップの項に対応方法を整理した。

35 後者の銀行における遵守の確保の観点では、国際協力銀行自らが遵守の確保に努め  
36 るのみならず、外部委員会等の組織を設置することが有効ではないかと考えられる。

37 すなわち、既に国際融資機関で実績のあるように、融資機関の不遵守に関する異議  
38 申し立てに対応して、調査を行い、融資機関に対し「調査の実施、追加的対策の実施、  
39 融資の停止等/とるべき措置」(もしも具体的な勧告の内容を書くことに不都合があ  
40 るのであれば、「不遵守が認められる場合にはその是正のためにとるべき措置」とし  
41 てはどうか)の勧告を行うような外部委員会が設置できれば有効であろう。

42 したがって、国際協力銀行においては、以下の機能を果たす外部委員会等の組織を  
43 置くべきである。

1  
2 1) 公正・中立な立場から、遵守に関する異議申し立てを受け付け、専門性を持って必要な調査を行い、その結果に基づき銀行に対して勧告を行う。

3  
4  
5 2) 受け付けた異議申し立て、調査の結果、銀行に対する勧告を公表する。

6  
7 このような委員会への信頼を高め、有効な問題解決が行われるためには、メンバー  
8 の選定や活動の結果についての透明性が保たれることが重要である。

9 [ なお、このような委員会が調査等を行う間、融資の一時停止等の措置をとることが  
10 できれば、申し立て者の訴えの利益を保護する上で有益であると考えられる。これ  
11 については、借入人等が被るかもしれない損失及びその損失を誰が負担するのかにつ  
12 いても考慮が必要であろう。 ] ( ←ここは、モニタリングの項に移す案がある )

13 (すでにこのような外部機構を導入し実績をあげている他の国際機関において、現  
14 在もっとも重要な課題となっているのが、こうした申し立て者の訴えの利益の問題で  
15 あり、検討会でも他機関の事例を引きつつ検討した。したがって、この項目に記述を  
16 入れるほうが妥当ではないか。

17 この記述が、融資停止に対する期待を引き起こすという懸念については、ここでは  
18 委員会として今後の要検討課題を述べているに過ぎず、このままガイドラインに記述  
19 されるわけではないから、やや杞憂ではないかと思われます。 )